

○扶養家族手当支給基準

第1条 給与規程第16条に基づき、この基準を定める。

第2条 扶養家族手当は、扶養家族のある専任教職員及び本務嘱託（以下、教職員という。）に対して支給する。

第3条 前条の扶養家族とは、次に掲げる者で、他に所得がなく（所得があっても、所得税法上の合計所得金額が48万円以下の者も含む。）教職員の扶養を受けている者をいう。

(1) 配偶者

(2) 満18才未満の子女。ただし、満18才となった日の属する年度末まで支給対象とする。

(3) 大学、短期大学、高等学校卒業を入学資格とする専修学校、各種学校及び予備校に在学している満22才未満の子女。（海外に留学している場合もこれに準ずる。）ただし、満22才となった日の属する年度末まで支給対象とする。

(4) 身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に適用となる子女。

第4条 扶養家族手当の支給は、別に定める「扶養家族手当支給基準表」による。

第5条 教職員が採用された月及び退職した月の扶養家族手当は、給与規程第4条及び第5条の規定を準用する。

第6条 教職員に新たに扶養家族が生じた月の扶養家族手当は、給与規程第4条の規定を準用する。

第7条 扶養家族がその支給要件を欠くに至った月の扶養家族手当は、給与規程第5条の規定を準用する。

第8条 教職員に扶養家族の異動が生じた場合は、その事実の発生した日から15日以内に、所属長に届出なければならない。

附 則

この基準は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成23年1月1日から施行する。

2 平成22年4月1日付施行の所得税法の改正（年少扶養親族に対する扶養控除の廃止）に伴い、第3条第1項第2号に掲げる子女のうち、16才未満の子女については、年間収入が103万円未満の子女も含むこととする。

附 則

この基準は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年1月1日から施行する。

扶養家族手当支給基準表

扶養家族	月額
配偶者	18,000円
子女	7,000円
身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の適用となる子女	7,000円

備考

- 1 この表は、平成2年4月1日から適用する。
- 2 この表は、平成5年4月1日から適用する。
- 3 この表は、平成9年4月1日から適用する。
- 4 この表は、平成12年4月1日から適用する。